



30政調政第544号
平成30年8月24日

非開示決定通知書

鳴原 浩 様

東京都知事
小池



平成30年8月1日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

| | |
|--|--|
| 1 公文書の件名 | <ul style="list-style-type: none">平成29年5月24日 東京オリンピック・パラリンピック2020 東京文化プログラムの実現に向けて平成29年6月13日 東京オリンピック・パラリンピック2020 東京文化プログラムの実現に向けて (講演資料) |
| 2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 | 根拠規定：東京都情報公開条例第7条第3号及び第7号 非開示理由： <ul style="list-style-type: none">当該講演者が講演時に提供した事業情報であり、企業独自のノウハウが多く含まれることから、公にすることにより競争上・事業運営上の地位を損なうこととなるため当該講演者が実施機関の要請を受け、公にしないことを前提として任意に提供した情報であり、公にすることにより当該講演者の信頼を不当に損なうこととなるため |
| 3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期 | 該当なし |
| 4 事務担当課 | 政策企画局 調整部 政策課 電話 5388-2182 内線21-335 |
| 5 備考 | |

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）